

両羽漁業協同組合 内共第1号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、両羽漁業協同組合（以下「組合」という。）と山形県漁業協同組合が共有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（うぐい(はや)、こい、ふな、やつめうなぎ、さくらます、(やまめ)及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定め、漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、第10条第1項に掲げる漁具・漁法により遊漁しようとする者は、あらかじめ口頭で申請を行い、同項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において第10条第4項に掲げる漁具・漁法により遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間等の遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養上又は漁業調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第10条第4項の遊漁料（以下「特別遊漁料」という。）を組合に納付しなければならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第3条 この漁場区域内及び第1表に掲げる全ての漁場区域内において、第2表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、同表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

第1表

漁場区域（漁業権番号）

内共第1号	内共第2号	内共第3号	内共第4号	内共第5号	内共第6号
内共第7号	内共第8号	内共第9号	内共第10号	内共第11号	内共第12号
内共第13号	内共第14号	内共第15号	内共第16号	内共第17号	内共第18号
内共第19号	内共第20号	内共第21号	内共第22号	内共第23号	内共第24号
内共第25号	内共第26号	内共第27号	内共第28号		

第2表

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く。）	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間 20,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び同項の承認に係る遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所において行うものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第4条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき及び第2項の承認をしたとき又は前条第1項の承認があったときは、別記様式第1号又は別記様式第2号の遊漁承認証（以下、「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（漁具・漁法の制限）

第5条 第10条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

（禁止区域）

第6条 前条の規定にかかわらず次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中採捕してはならない。

水産動物の種類	区域	期間
---------	----	----

うぐい（はや）	酒田市大字落野目地内落野目揚水場（CSNo. 74）から 下流750メートル（CSNo. 68）までの最上川	4月20日から 5月10日まで
さくらます	河口から上流500メートルの地点までの最上川	3月1日から 8月31日まで

（遊漁期間）

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動物の種類	期間
うぐい（はや）、こい、ふな	2月1日から3月31日及び6月1日から9月30日まで
やつめうなぎ、もくずがに	9月15日から翌年の5月9日まで
さくらます（海域での生活を経て 淡水域で生活するものに限る。以下 同じ。）	3月1日から8月31日まで
やまめ（さくらますのうち、ふ出 後引き続き淡水域で生活する期 間におけるものをいう。以下同 じ。）、いわな	4月1日から9月30日まで

（全長制限等）

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
うぐい（はや）、ふな	全長5センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

2 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

(水産資源の保護に関する制限事項)

第9条 第5条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護上、又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項（漁具・漁法、区域、期間）については、これに従わなければならない。

(遊漁料の額)

第10条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
さくらます	釣り	1日	3,000円
		1年	10,000円
うぐい（はや）、こい、ふな、やつめうなぎ、やまめ、もくずがに	釣り、すくい網、徒手採捕	1日	1,000円
		1年	3,000円

2 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員（以下「漁場監視員」という。）の指示により納付する場合における遊漁料の額は、前項に規定する金額に1,000円を加算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生	無料
中学生	第1項に規定する額の1/2に相当する額
肢体不自由者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る）	同上
70歳以上の者	無料

4 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい（はや）、こい、 ふな、やつめうなぎ、や まめ	投網	1 年	4,000円
	はえなわ	1 年	3,000円
	四ツ手網	1 年	4,000円

5 前項の特別遊漁料を納付した場合は、第1項に掲げる遊漁もできるものとする。

6 期間1年の遊漁料について、2種以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ1,500円を控除した額とする。

（遊漁料の納付の方法）

第11条 前条第1項及び第3項に規定する遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所において、同条第4項に規定する特別遊漁料は、組合事務所において納付しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第12条 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁証を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等破損してはならない。

（漁場監視員）

第13条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、又は以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において遊漁者が既に納付した

遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式（略）